

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第1編 第4章：婚姻。

第1節：婚約

第42条 婚姻の約束は婚姻する義務、また、婚姻しない場合について約定された事項を履行する義務を生じさせない。

その履行を求める訴えは受けられない。

第43条 成人または親権解放された未成年がなした婚姻の確たる約束の理由なき不履行は、支出した費用および約束された婚姻を考慮して負担した債務を他方に賠償する義務のみを生じさせる。

この請求権は、婚姻挙行を否認した日から1年で失効する。

第2節：婚姻の要件

第44条 男および女は、本法の規定により婚姻する権利を有する。

婚姻は、両挙行者が同性または異性であるときも、同じ要件と効果を有する。

第45条 婚姻の同意がないときは、婚姻は成立しない。

同意の条件、期限または方式は付されなかったものとみなす。

第46条 婚姻できない者は：

- ① 親権から解放されていない年少者。
- ② (現に) 婚姻関係にある者。

第47条 (2015年改正、同年施行) 互いに婚姻をなすことができない者は：

- ① 直系血族関係または養親子関係にある親族同士。
- ② 3親等までの傍系血族同士。
- ③ 配偶者または夫婦類似の愛情関係で結びついた者の故意の死亡に関与して罰された者同士。

第48条 (2015年改正、同年施行) 裁判官は、正当事由の存在と当事者の請求により、非訟事件訴訟で宣される事前決定により、配偶者または夫婦類似の愛情関係で結びついた者の故意の死亡による障害および傍系3親等の障害を免除できる。事後的免除は、両当事者のどちらからも裁判上その無効を申立てられていない婚姻を、婚姻挙行時から有効にする。

第3節：婚姻挙行の方式

第1款：総則

第49条 (2021年改正、同年施行) スペイン人は、誰でもスペイン内または外で(次の方式で)婚姻できる。

- ① 本法典で規定された方式で。

② 合法的に定められた宗教的方式で。

また、スペイン外で挙行地の法律に規定されている方式に従って婚姻できる。

第 50 条 (2015 年改正、同年施行) 両婚姻挙行者が外国人の場合、スペイン人に規定された方式に従って、または、それらの一方の属人法が規定する方式を履行してスペインで婚姻できる。

第 2 款：婚姻の挙行

第 51 条 (2021 年改正、同年施行) 両婚姻挙行者の能力要件の履行および婚姻障害の不存在、または、その免除あるいは婚姻するあらゆる種類の妨げの不存在を、証書(acta)または調書(expediente)によって、証する権限は、裁判所書記官、公証人または婚姻挙行者の一方の住所地の民事登録所の担当官、あるいは、外国居住の場合、身分登録を担当する外交官または領事に属する。

2. 婚姻取り扱いに権限を有する者は：

① 治安判事(juez de paz)、婚姻挙行地の市（町村）長または市（町村）長が委任する市（町村）議会議員。

② 裁判所書記官または挙行地に管轄がある両婚姻挙行者に自由に選ばれた公証人。

③ 外国では身分登録を担う外交官または領事。

第 52 条 (2021 年改正、同年施行) 死亡の危急にある者の婚姻を取り扱うことができる者は：

① 治安判事、市（町村）長あるいはこれを代理する市（町村）議会議員、裁判所書記官、公証人または第 51 条記載の公務員。

② 戦場にある軍人については、士官または直属上官。

③ 船上または航空機内で挙行される婚姻については、船長または機長。

死亡危急の婚姻は、その挙行のためには証書または調書の先行的手続きを要しない、しかし、2 名の成年者である証人が挙行場所に参列することを要する、また、死亡危急が疾病または婚姻挙行者のどちらかの身体状況に由来する場合は、その者の同意表明能力に関する医者 の 証明書を、その不可能性が証明されている場合を除き、第 65 条の規定を損なうことなく、要する。

第 53 条 (2021 年改正、同年施行) 婚姻をその面前で取り扱う治安判事、市（町村）長、市（町村）議会議員、裁判所書記官、公証人または公務員の管轄違いまたは指名の欠如は、当事者の少なくとも 1 人が善意で挙行し、かつ、それらの者が公然とその業務を行う場合は、婚姻の有効性に影響を与えない。

第 54 条 十分に証明された重大な事由がある場合は、法務省は秘密婚を認証できる。この場合、その調書は、公示または公告なしに、密かに手続される。

第 55 条 (2021 年改正、同年施行) 婚姻挙行者の一方は真正な方式での特別な委任状が与えられた代理人によって婚姻挙行することができる、この場合、他方挙行者の出席が必要である。

委任状において、婚姻挙行すべき相手の人物が、その同一性立証のための正

確な人的状況が記載されて、その（委任状）有効性を婚姻前に裁判所書記官、公証人、身分登録所の担当官または婚姻証書または調書を取り扱う公務員が鑑定して、特定される。

委任状は、委任者の撤回、受任者の（受任）放棄またはその一方の死亡により効力を失う。委任者による撤回の場合、婚姻挙行前での真正な方式（*公正証書）による意思表示で足りる。撤回は直ちに婚姻前に裁判所書記官、公証人、身分登録所の担当官または婚姻証書または調書を取り扱う公務員に通知される、また、既に証書（調書）が作成されている場合は、婚姻を取り扱う者に通知される。

第 56 条（2021 年改正、同年施行）婚姻しようとする者は、身分登録法制に従って手続される証書または調書において、本法の規定に従って（婚姻）能力要件または婚姻障害の不存在あるいはその免除を満たしていると事前に証明しなければならない。

裁判所書記官(*letrado de la administración de justicia*)、公証人、身分登録所の担当官または婚姻証書または調書を取り扱う公務員は、必要がある場合は、行政官庁または障害者の権利の促進・保護の社会運動組織から、婚姻挙行者の一方または両方の同意の発出・解釈・受領を容易にする人的、技術的また物的支援の提供を求めることができる。挙行者のどちらかが、明らかな、きっぱりとした、また、実質的な様相で、支援処置にも係わらず、婚姻の同意をすることを妨げる健康状態にある例外的場合では、同意をなす能力について医師の意見を求める。

第 57 条（2021 年改正、同年施行）裁判所書記官、または、領事あるいは外交官が取り扱った婚姻は、その者または他の者の面前で、または、治安判事、市（町村）長あるいはそれを代理する市（町村）議会議員の面前で、挙行者の選択によって、挙行することができる。身分登録所の担当官が取り扱った場合は、婚姻は、挙行者が指定する、治安判事、市（町村）長またはそれを代理する市（町村）議会議員の面前で、挙行されなければならない。

最後に、婚姻証書を発出した者が公証人の場合、両挙行者は、その選択により、その同じ公証人あるいは事前証書を取り扱った者と異なる公証人、治安判事、市（町村）長、または、それを代理する市（町村）議会議員の面前で同意を表明できる。

第 58 条（2021 年改正、同年施行）治安判事、市（町村）長、市（町村）議会議員、裁判所書記官、公証人または公務員は、第 66 条、67 条および 68 条を読み上げた後で、挙行者の各々に、他方との婚姻に同意するかどうか、および、当該行為で有効に挙行するかどうか質問する、また、両者が肯定的に答えると、それらの者は婚姻で結合されたと宣言し、（婚姻）証書を発行するか、または、対応する公署証書を認証する。

第 3 款：宗教的方式での挙行

第 59 条 婚姻の同意は、登録宗派によって前もって規定された方式で、国との協定された条件の下、それが無い場合は国の法制により認証された条件の下、

なすことができる。

第 60 条 (2015 年改正、同年施行) 宗教法の規定に従って、または、国と宗派の間での協力協定で規定された宗教方式のいかなる方式で挙行された婚姻は、民事的効果を生じさせる。

2. 同様に、スペインで明白な定着の認知を得て、宗教組織登録簿(Registro de Entidades Religiosas)に登録された、教会、宗派、宗教共同体またはその連盟により規定された宗教方式で挙行された婚姻は民事的効果が認められる。

この場合、民事的効果の認証には次の要件の履行が要求される。

① 民事登録法制に従って婚姻能力の事前の証書または調書の手続き。

② 正規に証明された司祭および 2 名の成人の面前での同意の自由な表明。

司祭の地位は、スペインで明白な定着の認知を得た教会、宗派、宗教共同体が、場合によって、その認知を申請した連盟の同意を得て、発行する証明書で保証されなければならない。

3. 宗教方式で挙行された婚姻の民事的効果の完全なる認証には、次節の規定に従わなければならない。

第 4 節：身分登録簿への婚姻の登録

第 61 条 婚姻は、その挙行後に民事的効果を生じさせる。

民事的効果の完全な認証には身分登録簿へのその登録が必要である。

登録されていない婚姻は第三者が善意で取得した権利を害しない。

第 62 条 (2021 年改正、同年施行) 婚姻挙行は、その面前で挙行されるその者、挙行者および 2 名の証人が署名する (婚姻) 証書または公正証書で証されなければならない。

(婚姻) 証書が発行されると、または、公正証書が認証されると、婚姻挙行の証明謄本が認証者により管轄の民事登録所に、その登録とその担当官による事前審査のため、発せられる。

第 63 条 (2015 年改正、同年施行) スペイン国内で宗教的方式で挙行された婚姻の登録は、身分登録法制が要求する状況を表示すべき教会、宗派、宗教共同体または各連盟の証明書の単純な提出で実行される。

提出された文書または登録欄からその婚姻が本章で要求される婚姻の有効要件を満たしていないことが証されると、登録実行は拒否される。

第 64 条 秘密婚の承認には、中央身分登録所の特別登録簿への登録で足りる。その登録は第三者が善意で取得した権利は害しないが、通常身分登録所でのその公示からは害する。

第 65 条 (2021 年改正、同年施行) 対応する婚姻調書または事前の婚姻証書が手続されることなく婚姻が挙行された場合には、調書が必要なときは、婚姻を執り行なった裁判所書記官、公証人、または、身分登録を担う外交官あるいは領事は、その登録のために適当な行為を実行する前に、本条が参照する証書または調書の手続きを経て、その法的有効要件が満たされているか確認しなければ

ばならない。

婚姻挙行が前段に規定されている者と異なる権限ある当局または人の前で実行された場合は、その挙行証書が挙行地の民事登録所の担当官に、対応する調書で持って有効要件の確認に取り掛かるために、発せられる。その確認がなされると、民事登録所の担当官はその登録に着手する。

第5節：夫婦の権利・義務

第66条 夫婦は権利・義務において同等である。

第67条 夫婦は、互いに尊敬し、助け合い、家族の利益のために行動しなければならない。

第68条 夫婦は同居し、互いに貞節を守り、扶助する義務を負う。更に、家庭上の債務および尊属・卑属・その他の被扶養者への配慮を共有しなければならない。

第69条 反対の証明がないと、夫婦は同居しているとみなす。

第70条 夫婦は、共通の同意により夫婦の住所を定める。意見の相違があると、裁判官が家族の利益を考慮して解決する。

第71条 夫婦の一方は、他方の代理を、授与されなかったときは、引き受けることはできない。

第72条：削除（1984年改正）

第6節：婚姻の無効

第73条（2021年改正、同年施行）婚姻は、その挙行方式がなんであっても、次の場合無効である：

- ① 婚姻の合意なしに挙行された。
- ② 第48条の免除の場合を除いて第46条と47条に係わる者たちの間で挙行された。
- ③ その面前で挙行しなければならないその治安判事、市（町村）長、市（町村）議会議員、裁判所書記官、公証人、または、公務員の介入なしに、または、証人の介入なしに挙行される婚姻。
- ④ 他方挙行者の人違いで挙行された、または、同意提供を決定的にしたところの（他方の）人的特質を誤解して挙行された。
- ⑤ 強迫または非常な恐怖により挙行された。

第74条 婚姻無効請求訴訟は、次条以降に規定する場合を除いて、夫婦、検察庁およびそれに直接かつ適法な利害を有する何人も提起できる。

第75条 無効原因が年齢不足であり、挙行者が未成年である間は、当該訴訟は、両親のいずれか、後見人または後見監督人、および、いずれにしても、検察庁が提起できる。

成年者になったときは、その訴訟は、その年齢に達した後その夫婦が一年間同居していた場合を除いて、未成年挙行者のみが提起できる。

第 76 条 錯誤、強迫または非常な恐怖の場合、無効訴訟は、その傷を受けた配偶者が提起できる。

錯誤が消滅し、強迫または恐怖の事由が止んだ後で夫婦が 1 年間同居した場合は、訴権は喪失し、婚姻は有効となる。

第 77 条：削除（1984 年改正）

第 78 条 裁判官は、第 73 条③の規定を除いて、少なくとも夫婦の一人が善意で挙行した場合は、方式の欠陥による婚姻の無効を裁判しない。

第 79 条 婚姻無効の判決は、子および善意の挙行者に関して生じた効果は無効にはしない。

善意は推定される。

第 80 条 宗教婚の無効について教会裁判所が宣した決定または未完行婚についての司教の決定は、当事者の一方の請求により、民事訴訟法第 954 条が規定する条件に従って管轄権を持つ民事裁判官がなした決定で国家法に適合すると
言い渡されると、民事秩序(*orden civil*)において効力を有する。

第 7 節：別居

第 81 条（2021 年改正、同年施行）婚姻挙行の方式の如何を問わず、親権解放されていない未成年の子がいるとき、または、子に帰属する支援処置が裁判上設定されている成年の子がいるときは、別居は裁判上（次の場合）決定される：
① 夫婦両方が、または、他方の同意を得て夫婦の一方が、婚姻挙行から 3 ヶ月経過して、請求する場合。請求には本法典第 90 条に従って作成された調整協定 (*convenio regulador*) の提案を添付しなければならない。

② 夫婦の一方のみが、婚姻挙行から 3 ヶ月経過して、請求する場合。原告たる配偶者、夫婦の子または婚姻メンバーのいずれかの生命、身体、自由、精神または性的自由・安全に関して危険の存在が証明されるときは、訴訟提起のこの経過期間は必要ない。

請求には、別居に起因する効果を調整すべき処置の根拠ある提案を添付しなければならない。

第 82 条（2021 年改正、同年施行）夫婦は婚姻挙行から 3 ヶ月経過すると、裁判所管理書記官の面前での調整協定の作成によって、または、公証人の面前での公正証書における調整協定の作成によって、双方の合意で別居を取り決めることができる。調整協定では、別居する間違いのない意思と共に第 90 条規定の条項において別居に起因する効果を調整すべき処置が決定される。公証人機能を付与された外交官または領事は、別居の公正証書を認証することはできない。

夫婦は、（別居）証書作成に、裁判所管理書記官または公証人の面前でその同意を表明して、個人的に、弁護士が同席することを損なうことなく、関与しなければならない。同様に、成年の子または親権解放された未成年の子は、裁判所管理書記官または公証人の面前で、自己の収入が欠けていること、および、家族の住居に同居していることで彼らに影響をする当該処置に関して同意を与えなければならない。

本条の規定は、前条既定の状態にある子が存するときは適用されない。

第 83 条 (2015 年改正、同年施行) 別居の判決あるいは命令または別居を決定する調整協定の公正証書作成は、夫婦の共同生活を停止させ、他方配偶者の財物を家庭内権限の行使に拘束する可能性を停止させる。

夫婦の別居の効果は、そう宣言した判決あるいは命令の確定から、または、第 82 条の規定に従って公正証書の中でなされた夫婦の同意表明時から効力を有する。判決あるいは命令の証明書または公正証書の謄本が民事登録所に、その登録のため、送付される、ただし、登録までは、善意の第三者に対する完全なる効果を生じさせない。

第 84 条 (2015 年改正、同年施行) 和解は、別居訴訟を終了させ、そこでの裁判の後発的效果を失わせる。しかし、夫婦は訴訟を審理している、または審理した裁判官に個別に報告しなければならない。これにもかかわらず、裁判上の決定によって、正当事由があるときは、子に関して採用された処置が維持または修正される。

別居が、第 82 条規定の方式で、裁判外で決定されたときは、和解は公正証書または意思表示証書で形成されなければならない。

和解は、第三者に対する効果について、対応する民事登録所に登録されなければならない。

第 8 節：婚姻の解消

第 85 条 婚姻は、その挙行の方式と時期がいかなる場合でも、夫婦の一方の死亡あるいは死亡宣告または離婚で解消される。

第 86 条 離婚は、婚姻挙行の方式がいかなる場合でも、夫婦の一方あるいは両方の請求により、または、他方の同意で一方の請求により、第 81 条で要求される要件および状況が満たされると、裁判上宣言される。

第 87 条 (2015 年改正、同年施行) 夫婦は、また、裁判所書記官の面前での調整協定の作成によって、または、第 82 条に規定される方式と内容で、その条で要求される要件と状況を満足させて、公証人の面前での公正証書における調整協定の作成によって、双方の合意で離婚を取り決めることができる。公証人機能を付与された外交官または領事は、離婚の公正証書を承認することはできない。

第 88 条 離婚訴訟は、夫婦の一方の死亡および和解で消滅する。後者は訴訟提起後になすときは明示的でなければならない。

離婚後の和解は、たとえ離婚当事者が新たな婚姻を挙行できるとしても、法的効果を生じさせない。

第 89 条 (2015 年改正、同年施行) 離婚による婚姻の解消の効果は、そのように決定する判決または命令の確定から、または、第 87 条の規定に従って公正証書でなされた夫婦双方の同意の表明から生じる。身分登録所にその登録をなしたときからでないとは善意の第三者を害さない。

第9節：(婚姻) 無効、別居および離婚の共通的效果

第90条 (2021年改正、2022年施行) 本法の第81条、82条、83条、86条および87条に係る調整協定には、少なくともまた適用できるときは、次の事項を含む必要がある：

- a) 両方の親権に属する子の監護、親権の行使、および、場合によっては、子と同居しない一方と子の接触・滞在の方式。
- b) 必要な場合は、孫の利益を考慮しての祖父母と孫との訪問・接触の方式。
bの2) 存在する場合、愛玩動物の行先。家族のメンバーの利益と動物の福祉を考慮して：必要な場合、同居および飼育時間の分配、また動物飼育に伴う費用の分配。
- c) 家族の住居と家具の利用の配分。
- d) 婚姻・扶養費用への寄与度、また、場合によっては、その現行化の基礎と担保。
- e) 適時に、婚姻財産制の清算。
- f) 第97条の規定により、場合によって、夫婦の一方を満足させることにつながる定期金。

2. (婚姻) 無効、別居または離婚の結果を調整するために採用された夫婦間の協定は、子を害する場合、または、夫婦の一方を重く害する場合を除いて、裁判官により承認される。当事者が孫の祖父母との訪問・接見の方法を提案するときは、裁判官は祖父母の同意するとの意見を聴いて、それを承認する。協定の不承認は、理由付き決定によってなされなければならない。この場合は、夫婦は、裁判進行中は、新たな提案を裁判官にその承認のため提出しなければならない。裁判上の承認のときから強制執行によって(協定は)効力をもたせることができる。

協定の欠如により裁判官が採用する措置または夫婦が協定した措置は、裁判上でまたは状況の実質的変化があるときは修正することができる。

裁判官は協定の履行のため物的または人的担保を設定することができる。

第91条 (2021年改正、2022年施行) (婚姻) 無効、別居または離婚の判決で、または、その判決の執行において、裁判所は、夫婦の協定の欠如またはその協定の不承認の場合、次条以下の規定に従って、子、家族の住居、愛玩動物の行き先、婚姻費用、夫婦財産制の解消およびそれぞれの保全措置または保証について先に既に適用された措置に代わるべき措置を、それらの項目のなんらかに措置が適用されていない場合、しかるべき措置を設定して、決定する。これらの措置は、状況の実質的変化があるときは修正することができる。

(婚姻) 無効、別居または離婚時に、障害の理由で支援処置を必要とする状況にある16歳以上の夫婦共通の子が存するときは、対応する判決は、未成年者の意見を事前に聞いて、これらの処置の設定と行使方式について決定する。これらの処置は、場合によって、子が18歳に達したときに効力を持つ。これらの場合、これらの処置要請の適法性、証拠の特殊性および判決の内容は、障害者支援処置の裁判上の提供に関する民事訴訟法の規定に従う。

第 92 条 (2022 年改正、同年施行) 別居、(婚姻) 無効および離婚は子に対する親の義務を解除しない。

2. 裁判官は、未成年の子の監護・教育についてなんらかの措置を採らなければならないときは、子の聴聞される権利の履行に留意し、また、本問題につき未成年者のより高い利益に基づいた決定を発する

3. 親権剥奪が、裁判においてその理由が明らかになると、判決中に決定される。

4. 子の利益のため、親権を全部または部分的に夫婦の一方が行使することを両親は調整協定中で合意でき、または、裁判官が決定できる。

5. 子の監護・保護の共同実施は、調整協定の提案で両親がそのように申請するとき、または、裁判の進行中両親がこの合意に達するとき、決定される。

6. いずれにしても、監護・保護の方式を決定する前に、裁判官は検察庁から情報を求め、職権でまたは検察庁、当事者若しくは司法技術団体(Equipo Tecnico Judicial)のメンバーまたは未成年者自身の要請で、必要とされるときは、十分な判断能力を有する年少者の意見を聴き、当事者の申立て、調べられた証拠、および、父母がその間でまた子との間で保持する関係を、監護方式との適応性を決定するために、評価しなければならない。

7. 父母のいずれかが他方配偶者または両親と同居する子の生命、身体、自由、精神または性的自由・安全に対して危害を加えたことによって開始された刑事裁判を受けているときは、共同監護は採用されない。同じく、当事者の申立ておよび調べられた証拠から、裁判官が家庭内暴力の根拠ある徴候の存在に気が付くときも、共同監護は採用されない。これらのために、動物虐待の存在またはそれを行なうと言う脅迫は、これらの者のいずれかをコントロールする、または、被害者にする手段とみなされる。

8. 例外的に、本条の第 5 項の事項がなされないときでも、裁判官は、父母の一方の要請により、検察庁からの情報を得て、共同監護・保護を、この方式のみ未成年者のより優れた利益が適切に守られることに基礎をおいて、決定することができる。

9. 裁判官は、前各項に関連する決定のなんらかを採用する前に、職権でまたは検察庁、当事者もしくは司法技術団体のメンバーまたは未成年者自身の要請で、子のより優れた利益を確保するために、親権行使方式および未成年者保護方式の適切性に関して、適法に資格を有する専門家の意見を求めることができる。

10. 裁判官は、監護・保護方式および居住・関係・接見方式を基本的に決定するとき、設定された各種方法の有効な履行のために必要な、妥当な、また、適切な保全策を、兄弟を分離しないように努めて、採用する。

第 93 条 裁判官は、いずれにしても、(子の) 扶養の満足のため各親の寄与分を定め、子の経済的状況及び経済的必要に対する給付の有効性と便宜を確保するため適当な措置を其々の時点で採る。

家族の住所に自己の収入がない成年である子または親権解放未成年者が同居

している場合は、裁判官は、その同じ決定で第 142 条以下の規定に従って適切な扶養を定める。

第 94 条 (2021 年改正、同年施行) 裁判所は、未成年の子と同居していない親が、それらの子を訪問し、接見し、および同伴する権利を行使する時期、方法と場所を決定する。

決定するために支援を必要とする成年のまたは親権解放された障害がある子に関して、その未成年の子と同居していない親は、婚姻無効、別居または離婚訴訟手続きの中で、前段に規定される権利を行使する方式を設定するように申し立てることができる。

裁判所は、子および検察庁の意見を聞いて、前各段に規定される決定を採用する。同様に、裁判所は、もし、前各段に規定される権利の制限・中断を示唆する重大な状況が発生した場合、または、裁判上の決定で課した義務を甚だしくあるいは繰り返し履行しなかった場合、それらの権利を制限または中断できる、

他方配偶者または子の生命、身体、自由、精神または性的自由・安全に対して危害を加えることで開始された刑事裁判を受けている親に関しては、訪問または滞在方式の設定は手続きされない、また、設定されている場合は、停止される。同じく、当事者の申立ておよび調べられた証拠から、裁判所が家庭内暴力または同様な物の根拠ある徴候の存在に気が付くときも、設定は手続きされない。しかしながら、裁判所は、父子関係を事前に評価して、未成年者のより優れた利益に基づく、または、支援を必要とする障害のある成年者の意思、希望または好みに基づく決定で、訪問、接見または滞在方式を設定できる。

訪問方式の設定は、前段規定の犯罪による裁判手続きで暫定的または確定判決で決定された刑務所収容中の親に関しては、決して手続きされない。

同様に、裁判所は、両親および未成年者または決定するために支援を必要とする障害のある成年者の兄弟、祖父、親戚または親族の地位によって接見・訪問権を申請した者でその同意を与えなければならない者の意見を事前に聴取して、第 160 条第 2 段に規定される接見・訪問権を承認することができる。裁判所は、未成年者の利益または障害のある成年者の意思、希望および好みを考慮して決定する。

第 94 条の 2 (2021 年改正、2022 年施行) 裁判所は、愛玩動物の世話を夫婦の一方または双方に委託し、場合によって、委託されなかった配偶者が一緒にいることができる方式を、また、動物の世話に付随する費用の分担を、家族のメンバーの利益と動物の福祉に留意し、動物の所有名義および世話を委託された者とは独立して、決定する。この事情は対応する動物識別登録簿(*registro de identificación de animales*)で証される。

第 95 条 (2015 年改正、同年施行) 調整協定を形成する確定判決、確定命令または公正証書は、婚姻の財物について夫婦財産制の解消または消滅をもたらし、また、夫婦の間で相互の同意がある場合は、その清算を承認する。

無効判決が夫婦の一方のみの悪意を宣言した場合は、善意であった者は、夫婦財産制の解消において収益分配(財産)制に関わる条項(*注: 第 4 編 3 章 5

節)の適用を選択することができ、悪意者はその配偶者が獲得した収益に参加することはできない。

第96条(2021年改正、同年施行) 裁判所が承認した夫婦の合意がない場合、家族の住居およびその日常家具の使用は、未成年の夫婦共通の子および子と同居する配偶者に、全ての子が成年に達するまで、属する。未成年の子の中に障害状態の子がいて、その者の成年到達後も家族の住居の使用継続が適当である場合は、裁判所はその権利の継続期間を、諸状況に応じて、決定する。

前段に関して、婚姻無効、別居または離婚時に家族の住居の使用継続を都合よくする障害状態であった成年である共通の子は、同様な状態にある未成年の子と同等である。

前段に規定される使用が消滅すると、経済的独立を欠いた者たちの住居必要性は、親族間の扶養に関する本編第6章の規定に従って満たされる。

子の何人かが夫婦の一方に同伴して、残りの子が他方に同伴しているときは、裁判所は妥当なことを決定する。

2. 子がない場合、それらの財物の使用は、節度をもって定められる期間、名義人でない配偶者に属するように、諸事情を考慮し、そう推奨でき、その者の利益が保護される必要があるという条件下で、決定することができる。

3. 前段に従って使用が帰属させられた前述の住居と財物の全部または一部を処分するためには夫婦両方の同意、または、それが欠ける場合は、司法的認証が必要である。家族の住居に関する処分権能のこの制限は、不動産登記簿に証される。住居使用に関する処分者の誤った、または、偽りの表示は、善意の取得者を害さない。

第97条(2015年改正、同年施行) 別居または離婚が、夫婦の一方に他方との関係で経済的不均衡をもたらす場合、これは婚姻中においてその者の以前の状況の悪化を含む、その配偶者は、調整協定または判決での決定に従って、一時的もしくは不定期な扶助料(pensión)の形で、または、単一の給付の形で、求償を請求することができる。

夫婦の協定がない場合、裁判官は判決で、次の状況を考慮して、その総額を定める：

- ① 夫婦間で合意に至った協定。
- ② 年齢と健康状態。
- ③ 職業資格と雇用へのアクセス可能性。
- ④ 家族への過去・将来の貢献。
- ⑤ 他方配偶者の商業的、技能的または専門職業的活動でのその仕事への協力度合。
- ⑥ 婚姻期間と同居期間。
- ⑦ 扶助料の権利の偶発的喪失。
- ⑧ 両配偶者の資産、経済力および必要性。
- ⑨ 関連するその他の状況。

裁判上の決定または裁判所書記官あるいは公証人の面前で形成される調整協

定において(支払い)周期、支払い方式、扶助料現行化の基礎、期間または停止の時期およびその実効性のための保障が定められる。

第 98 条 婚姻無効を宣告された善意の配偶者は、夫婦の同居があった場合、第 97 条に規定される状況を考慮して、補償を受ける権利を有する。

第 99 条 (2015 年改正、同年施行) 第 97 条に従って裁判上決められた扶助料の代わりに終身定期金の設定、ある特定の財物の用益権または物的もしくは金銭的資本の引渡しで代替することをいつでも協定できる。

第 100 条 (2015 年改正、同年施行) 別居もしくは離婚の判決で扶助料とその現行化の基礎が一旦決定されると、一方または他方配偶者の財産における(修正をうながす)変化によってのみ修正され得る。

裁判所書記官あるいは公証人の面前で形成された調整協定の中で定められた扶助料および現行化の基礎は、本法典で要求される同じ要件に従う新たな協定によって修正することができる。

第 101 条 扶助料を受ける権利は、それをもたらした原因が止むことにより、権利者が新たな婚姻を挙行することにより、または、他の者と夫婦同然に住むことにより、消滅する。

扶助料を受ける権利は、債務者の死亡の事実のみでは消滅しない。しかし、その相続人は、相続財産が債務を満足できない場合、または、(相続財産が)遺留分において相続人の権利に影響を与える場合は、裁判官に扶助料の減額または廃止を申請できる。

第 10 節：(婚姻) 無効、別居と離婚の訴えによる暫定的措置

第 102 条 (婚姻) 無効、別居と離婚の訴えが受理されると、法律上当然に次の効果をもたらす：

- ① 夫婦は別々に暮らすことができ、夫婦の同居の推定は止む。
- ② 夫婦の一方が他方に与えた同意および権限委任は撤回されたものとなる。

同様に、反対の約定がないと、家庭内権能(*potestad doméstica*)の行使に他方配偶者の特有財産を当てることができなくなる。

このため当事者のいずれも身分登録簿、場合によっては、不動産・商業登記簿への適宜な記入を要請することができる。

第 103 条 (2021 年改正、2022 年施行) 訴えが受理されると、裁判官は、夫婦両方の裁判上承認された合意がない場合、これらの者を聴取して、次の措置を採用する：

- ① 子の利益のため、両親の親権に服していた子が夫婦のどちらに残るべきか決定し、また、本法の規定に従って適切な処置を取る。特に、子の監護・保護をしない一方が子の扶養義務を果たさせる方式、子と接見および同伴できる時期、方法および場所を決定する。

例外的に、子を祖父母、親族またはそう同意した他の者に委託することができ、そして、それらがいない場合、裁判官の権限下で執行される後見機能を付与して適切な施設に委託できる。

年少者を夫婦の一方または第三者が奪う危険がある場合、必要な措置、特に次の措置を採用することができる：

- a) 事前の裁判所の承認を得ない出国の禁止。
- b) 未成年者へのパスポート発給の禁止。発給されているとき、パスポートの回収。
- c) 未成年者の住所変更は事前の裁判所の承認に服すること。

①-2 家庭のメンバーの利益および動物の福祉を考慮して、愛玩動物が夫婦の一方または両方に委託される場合、委託されなかった配偶者が（委託されなかった動物と）同伴できるようにする方式、および、各人の権利保持に適当な保全処置を決定する。

② 最も保護が必要な家庭の利益を考慮して、夫婦のどちらが家庭の住居使用を継続すべきか決定し、同様に、事前の（財産の）棚卸しをして住居内に残す動産と家具、他方が持って行く財産を決定する、また、各人の権利保持に適当な保全処置を決定する。

③ 訴訟継続のときの訴訟費用を含めた婚姻費用への各自の負担分を定め、額の現行化のための基礎を設定し、そして、これらの事項のため一方が他方に提供しなければならないものの実効性を確保するために担保、供託、留保およびその他の適当な保全措置を採用する。

夫婦の一方が親権に服する夫婦共通の子の監護に向ける労力は当該婚姻費用への負担分とみなす。

④ 状況に応じて、事前の（財産の）棚卸しで夫婦の一方または他方に引渡すべき（婚姻中）取得財産または共有財産を指定し、受領する共有財産またはそれらの一部および続いて取得するものに関する管理・処分および収支報告の義務的提供において遵守すべき規則を指定する

⑤ 場合によっては、夫婦財産契約または公正証書によって婚姻費用に特に当てられていた特有財産の管理・処分の方式を定める。

第 104 条 婚姻の無効、別居または離婚の訴えをしようとする夫婦の一方は、前 2 条が言及する効果および措置を申立てることができる。

これらの効果および措置は、最初に採用された日から数えて 30 日以内に管轄裁判官または裁判所に訴えを提起する場合のみ、存続する。

第 105 条 妥当な事由により夫婦の住所を出て、前条に関する訴えまたは申立てを 30 日の期間内に提起する配偶者は同居義務の不履行ではない。

第 106 条 本節に規定する効果および措置は、いずれにしても、請求認容判決の効果および措置で置き換えられるとき、または、訴訟手続きを他の方式で終了させるときは、終了する。

同意および権限委任の撤回は確定的とみなす。

第 11 節：婚姻の無効、別居または離婚の準拋法

第 107 条 (2015 年改正、同年施行) 婚姻の無効およびその効果は、その挙行に適用される法律に従って決定される。

2. 適法な別居と離婚は、国際私法のヨーロッパ連合の規則またはスペインの規則に従う。